

平成29年度第2回三重県障害者施策推進協議会 議事録要旨

日 時：平成29年11月15日（水）13時30分～15時30分

場 所：三重県勤労者福祉会館 2階 第2会議室

出席者：委員16名（井坂委員、伊藤順子委員、伊藤雅彦委員、河原委員、貴島委員、古謝委員、古謝委員、児玉委員、佐伯委員、三瀬委員、杉本委員、西村委員、日紫喜委員、深川委員、松田委員、松原委員、和田委員）

1 あいさつ

2 事項

（1）みえ障がい者共生社会づくりプランの改訂について【資料1-1、資料1-2】

<資料に基づき事務局から説明>

<主な質疑・意見等>

【委員】

当日、30ページも増えた内容を、同行援護に読んでもらうのは不可能です。それについて意見をもらうというのはいかがなものか。事務局として配慮いただきたい。

【事務局】

ページが増えた部分について、いきなり意見を求めるのは難しいことであるため、後ほど意見をいただき、皆様にフィードバックいたします。

【委員】

（事務局注：平成29年度第1回会議における意見「年次報告において、県警ホームページに関し、色調の調整を行ったとあるが、どのような調整を行ったのか。県警ホームページを見ると、白地に青の文字となっているが、弱視者にとっては見にくいのではないか。」に対する回答『三重県警察ホームページは、基本的にリンクする部分は青文字、その他の部分は黒文字となっており、色調を選択できるような機能はなく、「色調調整」について、委員の方との認識の相違により、ご指摘を受けたものと思われま。三重県警察ホームページの内容は、更新作業の際、変更可能な部分については、担当者が見やすく、分かりやすい内容となるように努めてきておりますが、今後も、ご指摘を受けた点を真摯に受け止め、少しでも改善できるよう、取り組んでいく所存です。』について。）

ユニバーサルデザインであれば、担当者が見てわかりやすいホームページというの

は絶対にありえない。アクセシビリティが不慣れな方も見られるようなやり方というのが、ユニバーサルデザインの推進ではないのか。

【事務局】

ユニバーサルデザインの観点から、行政の担当者が見やすいというのは、言葉が足りなかった。県警も、委員からいただいた意見を踏まえながらやっていきたいということだが、色調転換は予算の話もあり、なかなか難しいとの趣旨であったと思います。

【委員】

4 ページに「障がい者本位の途切れのない支援」とあるが、総合支援法の障害福祉サービスから介護保険サービスに移ってしまう「65歳問題」があり、介護保険は1割負担であるため、サービスが受けにくい。

15 ページに、障害者総合支援法に基づくサービスを利用した難病の方の人数を明記していただきたい。難病の方が本当に総合支援法のサービスを使われているのかどうかということも知ってほしい。

32 ページの(1)の部分に、病弱児の方400人が義務教育を受けていないという現状があるので「義務教育にあっては、未就学児童のゼロに努めます」として、取組を一項目追加してほしい。

33 ページの(3)②の文言を、「県およびその関係機関のホームページについて」として改めてほしい。

34 ページの(3)⑨について、貸出の95%が音訳図書である現場を踏まえて、「点字図書」の表現を『「音訳図書」、点字図書』に改めてほしい。

タクシーを利用した際、知らないところで降ろされるなど、ひどい扱いを受けたことがある。これでは単独でタクシーに乗ることは不可能ですので、37 ページの(1)⑤について、「事業者等」を「事業者（特にタクシー業者）等」に改めてほしい。

38 ページの(2)①について、「バリアフリー体験や福祉施設訪問等」に加え、「障がい当事者との交流」を明記してほしい。

38 ページの「3 社会参加の環境づくり」の「現状と課題」③について、「バリアフリー観光を推進していく必要があります」を「バリアフリー観光の推進を努めます」にしてほしい。

40 ページの(3)③について、同行援護を使って観光し、一人で宿泊施設を利用する際、ホテル側の対応ができていないところがあるので、「視覚障がい者単独の宿泊者への支援」を追記してほしい。

【事務局】

多くの意見をいただいたが、それぞれ視覚、聴覚の情報保障をしっかりやりなさいというご指摘だと思います。可能なもの、例えば障害福祉サービスを受けている難病の方の人数など、調べることであるのかも含めて、改めて回答いたします。

【委員】

44 ページの（１）⑨にある「就労定着支援」とは具体的にどのような事業なのか。

【事務局】

就労定着支援は、これまでも県で実施していた事業ですが、新しく一般就労に行かれた方が、普段からの生活等について、サービスを受けた各事業者が、本人の様子を確認したり、各企業に対し本人の要望を踏まえたアドバイスやアナウンス等をしていくものであり、障害者総合支援法上のサービスとして平成 30 年度から新たに加わることを受け記載したものです。

【委員】

56 ページの（１）⑧に、放課後等デイサービスの質を確保しますとある。特別支援学校の入学者は少子化の割合に比べ増加傾向にありますが、放課後等デイサービスを利用している小中高生がどの程度いるのか、また、どういう傾向の人が多い等の傾向が分かればよいのですが。

また、特別支援学校や児童センターの話を知ると、小学生で車椅子の方が利用できる事業所が皆無に等しいと聞いていますが、現状を教えてください。

【事務局】

ご指摘いただいた、車椅子の児童が利用できるのかといった詳細については、把握できていません。放課後等デイサービスの事業所は、ビルの一角にあたりするものもあり、バリアフリー化が進んでいないところもあるので、注意していきたい。

放課後等デイサービスの質の確保については、国でも来年度の報酬改定に先駆けて改定を行っている。また、例えば児童にテレビを見せているだけになっているような事業所は、今年からできないようになっており、急いで研修を受講している方もたくさんいます。事業所指定の確認の際など、様々な場面で、質の確保をしてくださいとお話しています。

【委員】

34 ページの（４）②に、『「UD アドバイザー」がより効果的な活動を継続できるよう支援します』とあるが、アドバイザーがスタートした 2000 年頃から中身がほとんど変わっていない。学校講座では、提供すべきものとして、障がい体験、車椅子体験、

アイマスク体験を使うよう指導があるが、障がいを体験するといった身体的、医療モデル的な発想ではなく、共に暮らす社会をめざすということで、障がい体験よりも大切なことがあるのではないのでしょうか。当事者の方のお話を聴くというようなことの方が大切だと思うので、見直しをして、時代にあったものを提供いただきたい。

【事務局】

UD 団体との話し合いの中で、そういったご意見もいただく。当事者の方からお話を聴くといったことも重要であると思いますので、反映していけるよう検討します。

【委員】

「アスペルガー」という標記は、自閉スペクトラム症ではないのか。確認していただきたい。

【委員】

41 ページの「施策の基本的な方向」に、「未就学児童がなく」との文言を追記してほしい。

50 ページの「現状と課題」④にある経済的な支援とは具体的にどのような施策ですか。

51 ページの（１）⑥について、「刑務所等」の部分に表現上の問題はないのか。

54 ページの（５）⑥について、「一定の条件のもとに」を削除できないか。他県では特に条件なく減免されており、三重県の取扱いは差別だと感じる。

60 ページにおいて、「要配慮者」と「要援護者」が混在しているが、問題はないのか。

【事務局】

51 ページの（１）⑥の表現は、「矯正施設を対象に高齢または障がいにより自立が困難な方を対象に、更生保護観察所と共同して、施設退所後、直ちに福祉サービスにつなげ、地域生活の定着を図るなど、支援を行います。」といった表現に改めることを検討します。

「要配慮」と「要援護」は中で整理させていただき、必要があれば修正します。

また、経済的支援の部分について、ご指摘いただいたのは理念の部分であり、具体的な取組は 54 ページの（５）経済的な支援として①から⑦まで細部を記載しております。

その他の質問については、後日フィードバックさせていただきます。

【委員】

聴覚障がい者は地域でのコミュニケーションに課題を抱えている。包括支援センターでの対応は難しいため、県聴覚障害者支援センターに相談窓口を設けていることを

明記していただけないか。また、相談員はボランティアとして対応しているため、資格を持った者を配置していただきたい。

県聴覚障害者支援センターが災害支援拠点となっているので、プランに明記していただきたい。また、熊本地震が起きた際に、遠隔手話通訳のサービスが効果的であったという話を聞いているので、県聴覚障害者支援センターで遠隔手話通訳サービスを行うことを明記していただきたい。

【事務局】

県聴覚障害者支援センターで相談を受けているという部分については、明記する方向で考えたい。また、災害拠点についても、表現として入れ込みたいと考えています。

ボランティアの件については、予算の問題もあるので、難しい部分がある。また、遠隔手話通訳サービスは、現状、指定管理の中に入っておらず、現在5年間の指定管理期間の途中であることから、次回の指定管理の際に、どこまで入れ込むことができるのか検討していきたい。手話の計画は、このプランの一部として位置づけられているので、計画の見直しと、指定管理の見直しの際にあわせて検討していきたいと考えています。

【委員】

53ページの「2 保健・医療体制等の拡充」の「現状と課題」について、知的障がい者の場合、財政的なものが、年金プラスアルファ、あるいは年金だけという場合が非常に多く、窓口で支払う医療費が負担となる場合がある。乳幼児の医療費については、窓口負担がゼロという市町も出てきているので、医療費の償還払いから窓口負担ゼロにしていただきたい。

【事務局】

要望として承らせていただき、担当課へはその旨をお伝えしたいと思います。

【委員】

地域移行の実績が上がっていないと書いてあるが、PDCA サイクルは螺旋状に上がっていくものであり、地域移行に対する目標を達成できないという表現が何箇所かあるが、きちんとしたチェックとそれに対するアクションが書き込まれてこないと思うのですが。

【事務局】

地域移行の数字が芳しくないということで、しっかりやっつけていかなければと考えています。PDCA サイクル、地域移行を進めるためというのはあるが、無理に進める話ではないため、地域で生活していくための環境を整備していくことが必要であると思っ

ています。

例えば、地域生活支援拠点をつくることになっているが、前回の計画期間では作れていません。現在、地域の自立支援協議会で検討を進めていただいておりますので、ある程度課題が見えている状況を承知しておりますので、今回の計画期間では、全県域で少なくとも1箇所ずつは作っていきたいと考えています。

PDCA サイクルを回すために、毎年この会議でも実績を報告させていただきますので、その際にこの部分をしっかり見えるようにしていきたいと思っております。

【委員】

地域移行の問題もそうですが、一番背景にあるのは人材の問題だと思います。県立高等学校の福祉課において人材を育成するとあるが、従来と比べて真新しいものはない。地域で支えるサービスが整わない中では、地域移行が進まないというところがあると思いますが、このプランの中に、人づくりの部分で新たに加えられたメニューがあれば教えていただきたい。

【事務局】

計画では53ページに福祉人材の育成確保という項目を入れている。この部分で前と変わった記述は、処遇改善の話を⑦番に入れて、環境整備をしていくということに記載した。また、その上の、退職手当共済法に基づく退職手当金の支給を新しく入れた部分が記述の変更点です。

人材育成ビジョン自体は、障害者相談支援センターで会議を設け、関係者の皆様に入っていただき、結構な回数を開催していると聞いており、前の3年間と違った3年間の取組になっていくと考えています。

人材確保の話は、介護人材が全面に出ていますが、障がい福祉も同じで、人手不足やなかなか定着しないという部分は、介護の方でいろいろ新しい取り組みを考えており、場合によってはそちらと連携しながらということもあるのかなと思っております。

【委員】

教育の部分で、障がいを持つ方の教員採用を進めて行きたいというところがあったと思います。共生社会をめざすには、小さいころから障がい者の方とのふれあいが一番大事と考えています。生徒同士、障がいのある方との交流もそうですが、教員として、障がいのある方が指導していくというのも効果があると感じています。残念ながら教育委員会の雇用率は低い方でありますので、ぜひお願いしたいと思っております。

【委員】

92ページの三重県障害者施策推進協議会と三重県障害者自立支援協議会とどちらが

優先されるのですか。

【事務局】

どちらが優先ということはありません。

【委員】

80ページの③専門性の高い意思疎通支援者の養成について、目標値はまだ入っていないが、高齢化も進み、人口も減って来ている中、目標値にあまりにも高い数字を挙げられても困りますので、現状に即した数値を示していただきたいと思います。

【委員】

第3回の会議では、数値が入ったものが議論になると思うので、よろしく願います。

(2) 三重県自立支援協議会開催結果報告について【資料2】

<資料に基づき事務局から説明>

終了